

令和2年7月臨時市議会

提案理由説明書

佐世保市

本日は、臨時市議会を開催させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提案理由の説明に先立ちまして、貴重な時間を拝借して恐縮に存じますが、この場をお借りしまして、「新型コロナウイルス感染症」に関し、市民の皆様並びに議員の皆様に、先にご報告した6月定例会以降の現状及び本市の対応状況等につきまして、ご報告いたします。

ご報告の前に、改めて、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための「新しい生活様式」の実践にご協力いただいている市民の皆様、議員の皆様に心よりお礼申し上げます。

さて、4月16日に全都道府県まで対象が拡大された緊急事態宣言につきましては、5月25日に政府から解除宣言が行われ、マスクの着用や手洗いの励行など、「新しい生活様式」の定着を前提としたうえで、外出やイベント開催の制限などにつきまして、7月31日までを移行期間として、段階的な緩和の目安が示されるとともに、経済対策としての“Go To”キャンペーンも開始されたところです。

一方、こうした中、国内の感染状況といたしましては、一時的に減少傾向が見られていたものの、これまで感染者があまり見られなかった地方においても大規模なクラスターが発生するなど、多くの都市において、連日のように過去最高を更新する新規感染者が確認されております。また、長崎県内におきましても、7月3日以降に発生した複数のクラスターも含め、累計で61例もの感染者が発生しており、緊迫した状況となっております。

本市におきましても、4月18日以降、91日間にわたり新たな感染者は確認されておりましたが、去る7月18日に本市7例目、27日に同8例目、28日には同9例目の感染者が、続けて確認されたところでございます。

つきましては、本市におきましても、今後の感染拡大が強く懸念されることから、改めまして、感染症対策の徹底について啓発活動を強化するとともに、検査体制の拡充など医療提供体制の強化について、県や医師会をはじめ、関係機関と連携して、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

市民の皆様におかれましても、引き続き慎重な対応をお願いしたいと考えております。

続きまして、市立小中学校・義務教育学校についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業を実施したことから、児童生徒の学びの機会を保障するために、夏季休業期間を8月1日から8月

23日までの23日間に短縮しております。新型コロナウイルス感染症につきましても、引き続き対策を講じるとともに、熱中症の発生も懸念されることから、空調設備を適切に運用するなど、万全の対策を期しております。なお、従来夏季休業であった期間においても、学校給食や、中学校の部活動は実施しております。

また、7月22日、7月25日から29日には佐世保市中学校体育大会が開催され、一部競技において雨の影響を受けたものの、感染症対策及び熱中症対策を講じたうえで、円滑な運営がなされ、生徒たちの活躍する姿が見られたとのことでございます。

次に、本市の経済対策でございます。

本市におきましては、状況に応じ、3段階での支援を実施してまいりました。

その第2段階として実施しております特別定額給付金事業の給付状況でございますが、対象世帯約12万2,000世帯のうち、現時点では98パーセントに当たる約11万9,500世帯について給付が完了しており、給付額は約244億8,600万円となっております。

また、6月定例会でご承認いただきました第3段階のさせば振興券発行事業につきましては、7月6日に購入引換券を郵送し、11日から8月30日までを第1次販売としまして、市内各地の販売所にて販売中でございます。発行総額42億7,800万円のうち、現在までに約10億3,000万円が販売済みとなっております。

今回の臨時会におきましては、先に述べましたとおり、県境を越える移動の制限が解除となったことから、「佐世保市観光復活プログラム」としまして、本市観光の誘客、周遊、PRの3つの施策を組み合わせる事業を提案させていただいております。実施に当たっては、新たな感染者が確認されている都道府県もあることから、新しい生活様式への対応に留意しながら実施することとしております。

また、佐世保市独自の給付金事業としまして、現在実施中の国の特別定額給付金の基準日の翌日以降に出生した新生児等を育てる世帯に対する家計への支援を目的とした「新生児等特別定額給付金事業」を提案させていただいております。

また、農林水産業においては、農水産物の需要が減退していることから、低下した消費マインドの回復、消費者の購買意欲促進のため、農水産物販売店等と連携した本市特産品の消費拡大・普及イベントの開催及び販売キャンペーンを実施するとともに、長崎和牛を市内小中学校・義務教育学校に給食の食材として提供することとしております。あわせて、出荷が滞っている養殖魚の消費拡大を図る事業を実施することとしております。

なお、今後の展開につきましては、現在の全国的な感染拡大の状況等も

踏まえて、新たな経済対策に係るロードマップを現在策定中であり、6月12日に成立した新型コロナウイルス感染症対策に係る国の第2次補正予算を積極的に活用しながら実施することとしております。

次に、子育て支援といたしましては、今般の新型コロナウイルス感染症に係る生活支援の主な取り組みの一つとして、国の緊急経済対策を受け、0歳から中学生のいる世帯に対し、「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給事務を行っております。これは、特例給付を除く児童手当を受給する世帯へ、児童1人につき1万円を支給するものですが、本市においては、申請を要する公務員等の一部を除き、対象の方には6月30日に振込みを完了しております。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ世界中で猛威を振るっており、収束には長期間にわたる継続した取り組みが重要であると考えております。

国において、緊急事態宣言を再度発出する状況にはないとされている一方、8月1日に予定されておりましたイベントの開催制限緩和を8月末まで先送りする方針を示されたことに加え、「テレワークや時差出勤の推進」や、「大人数による会合を控えること」などについて、協力をお願いされたところです。

このような状況の中で、本市を含む長崎県内や福岡県などにおきまして、続々と新規の感染者が確認されており、気を緩めると再度感染拡大を招く可能性も否定できません。

つきましては、市民の皆様には、引き続き、熱中症に気を付けていただきながら、必要に応じたマスクの着用や手洗いの励行、密閉・密集・密接の3密が揃う場、特に飲食を伴うものを最大限避けていただくなど、お一人おひとりが「新しい生活様式」を徹底することや、感染者が多数発生している地域との往来については、慎重に判断していただくなど、これまで以上に十分な感染症対策に取り組んでいただいたうえで、「させば振興券」も活用していただきながら、市内での買い物や飲食、イベント等への参加などの活動につきましても、積極的に再開されることで、「新たな日常」の実現に取り組んでいただきますよう、改めてお願いいたします。

それでは、続きまして提案理由の説明に入らせていただきます。

本臨時会でご審議いただきたい案件は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算でございます。

また、併せて、地方自治法第179条の規定に基づく市長専決処分に係る報告議案1件を提案させていただくものでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市内経済や市民生活への対応と

して、「経営及び雇用の維持・継続への支援」及び「感染拡大防止と生活の安定」を基本方針とし、国、県の施策とあわせ、切れ目のない対策を段階に応じて適切に展開することとしています。

今回の補正予算は、その第3段階（計画的支援段階）の第2弾として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を含む令和2年度補正予算（第2号）などを活用して実施することとし、本市特産品に対する消費者の購買意欲促進のための「農水産物消費拡大キャンペーン事業」や、誘客・周遊・PRの3つの施策などを組み合わせた「みなと街SASEBO旅わくわくキャンペーン事業」などの経済対策を実施することといたしております。

また、光ファイバによる超高速の情報通信基盤が整備されていない地域に民間通信事業者の整備促進を図るための「地域情報化基盤整備事業」や、本年4月28日から令和3年3月31日までに出生した新生児等を育てる世帯に対する家計への支援として本市独自の給付金を支給するための「新生児等特別定額給付金事業」及び子育てと仕事を一人で担う世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行う「ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業」のほか、感染拡大防止策・感染症対策としての市立小中学校・義務教育学校の児童生徒の学習を保障するための取り組みなど、合計で17億4,385万円を計上いたしております。

これらの取り組みのため、第1段階（緊急支援段階）として実施した、飲食・宿泊の各事業者に対する緊急支援給付金の事業終了に伴う執行残1億1,455万円や、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止や延期、規模縮小を行うことによる不用額6億3,899万円をそれぞれ減額計上し、一般会計の合計で9億9,031万円を計上いたしております。

それでは各議案につきまして提案理由を説明申し上げます。

第104号議案 令和2年度佐世保市一般会計補正予算（第8号）

今回の補正予算は、9億9,031万円でございます。この結果、予算の総額は1,517億9,826万円と相成っております。

総務費でございますが、総務管理費におきまして、地域情報化基盤整備事業費など9億4,830万円を計上いたしております。

民生費でございますが、社会福祉費におきまして、就労継続支援事業所に対し支援を行う社会参加・就労支援事業費750万円を計上し、児童福祉費におきまして、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業費など3億5,903万円を計上いたしております。

衛生費でございますが、公衆衛生費におきまして、休日・夜間における二次救急医療体制確保のための救急医療機関支援事業費1,179万円を計上し、保健所費におきまして、妊産婦分娩前検査等事業費など

3, 515万円を計上いたしております。

農林水産業費でございますが、農業費におきまして、農水産物消費拡大キャンペーン事業費2, 564万円を計上し、水産業費におきまして、地域水産物の消費拡大促進事業費2, 340万円を計上いたしております。

商工費でございますが、商工費におきまして、飲食店事業者緊急支援給付金など1億1, 455万円を減額計上し、観光費におきまして、みなと街SASEBO旅わくわくキャンペーン事業費など2億3, 222万円を計上いたしております。

教育費でございますが、教育総務費におきまして、学校の臨時休業に伴い追加となった授業日に係る特別支援教育補助指導員派遣事業費など1, 066万円を計上し、小学校費におきまして、感染症対策等を徹底しながら、児童の学習を保障するための取り組みなどを行う学校再開等支援経費など5, 500万円を計上するとともに、中学校費におきましても、小学校費と同様、学校再開等支援経費など3, 166万円を計上したほか、保健体育費におきまして、給食室等の暑さ対策を行うなど学校再開等支援経費350万円を計上いたしております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止や延期、規模縮小を行うことに伴う減額6億3, 899万円を関係各費目に計上いたしております。

これらの経費を賄う財源といたしまして、

国庫支出金 14億2, 638万円

繰越金 6, 961万円

諸収入 1, 052万円

をそれぞれ計上し、

県支出金 6, 362万円

繰入金 4億4, 548万円

市債など 710万円

をそれぞれ減額計上いたしております。

なお、繰越明許費及び地方債の補正につきましても、所定の様式によりご審議願うものでございます。

第18号報告 令和2年度佐世保市一般会計補正予算（第7号）市長専決処分報告の件

去る6月25日に発生した梅雨前線豪雨により被災した土木施設の災害復旧について、復旧作業に早急に取り組む必要があったことから、所要額の追加を、地方自治法第179条の規定により専決処分いたしましたので報告し、その承認をお願いするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、お許しをいただき、6月下旬から7月中旬までの本市での大雨の被害状況等についてご報告申し上げます。

ご報告の前に、大雨による被害を受けられた市民の皆様に対しまして、お見舞いを申し上げます。また、今般の令和2年7月豪雨により熊本県人吉市をはじめ甚大な被害を受けられた自治体並びに住民の皆様に対しましても、衷心よりお見舞い申し上げます。

今年の梅雨は、本市におきましても記録的な大雨に見舞われ、6月11日ごろの梅雨入りから7月14日までの1か月余りで、1,300ミリを超える雨量を記録し、佐世保の平年値の年間降水量の約68パーセントが、この期間に降ったことになります。

6月25日の大雨では、大雨警報が発表され、その後土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報の発表が続いたことから、多くの地区に避難指示を発令するとともに、市長である私自身も対策本部長として「佐世保市災害対策本部」を昭和42年7月以来53年ぶりに設置し、災害応急対策に取り組んでまいりました。

この大雨による避難所開設は、新型コロナウイルス感染症禍の中で全国的にも初めてのものとなり、感染症対策に万全を期すべく、職員2人体制での運営とするとともに、避難受付時における避難者の健康状態の確認、十分な換気の実施や衛生環境の確保はもちろんのこと、発熱等がある方に対しては別室や専用スペースを確保するなどの体制を整えて対応いたしました。

35か所の避難所において、61世帯100名の方の利用がありましたが、幸いにも発熱等がある体調不良の方の利用はなく、避難所の状況によってはパーティションを設置して3密とならないよう、スペースを確保する等の対応を実施し新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで避難所運営に取り組んだところでございます。

その後、度重なる大雨警報の発令に伴い、災害応急対応や避難所開設などに取り組んでまいりましたが、幸いにも人命被害がなかったことに安堵しております。

しかしながら、6月25日に発生した御船町の市道「新西山手上部線」道路災害では、6月27日に4世帯5名、7月9日に4世帯6名の合計8世帯11名がお住まいの区域を災害対策基本法第63条に基づく警戒区域に設定し、立入りを制限いたしました。

また、7月8日には、市道「牧の地乙石尾線」上に亀裂の発生を確認し車両通行止めの規制をしておりましたが、7月10日午前8時頃に大規模な崩落が発生したことを受け、13世帯42名がお住まいの区域を警戒区域に設定したところです。

なお、7月21日に御船町の4世帯6名がお住まいの区域において、7月23日には小川内町の2世帯8名がお住まいの区域において、警戒区域の設定を解除しており、それぞれご自宅への立入りが可能となっております。

避難を余儀なくされた住民の方々には、市営住宅への仮入居や見舞金の支給などの生活支援を行っているところでありますが、1日でも早く住民の皆様が元の生活に戻ることができるよう、関係機関と連携し全力で復旧工事に取り組んでまいり所存でございます。

以上、大雨の被害状況等について報告申し上げましたが、今後とも、市政全般にわたり、議員皆様方からご意見、ご提案を賜りながら市政を推進してまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。